

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「健やかな体」の育成 食育の充実

【食育基本法 前文】（平成17年7月15日施行）

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

1 児童生徒の食生活を取り巻く状況等

食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子供に食生活の乱れや健康に関して懸念される事項が見られる。特に、成長期にある子供にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。

2 学校における食育

(1) 目指す方向

学校の教育活動全体を通して、組織的、計画的な推進を図り、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、家庭や地域と連携した食育の充実を図る。

(2) 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識・技能】

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

【思考力・判断力・表現力等】

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

【学びに向かう力・人間性等】

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

(3) 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りつつ、食に関する指導を行うことが必要である。

《学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進していくうえで有効なポイント》

- ☑ 児童生徒の実態を把握し、取組の内容や目標、評価指標を設定する
- ☑ 保護者が児童生徒と一緒に参加する機会をつくる
- ☑ 現状や課題をデータで把握し、児童生徒・家庭・学校が共有する
- ☑ 学校と家庭と、双方向での情報交換・コミュニケーションを図る
- ☑ 地域の生産者や食に関わる人々と児童生徒が交流する機会を作る
- ☑ 学校種を超えた連携や地域の様々な世代との交流を図る
- ☑ 学校内のほかの教職員と連携を取る



企業による出前講座

【参考：文部科学省 つながる食育の推進に向けて（令和2年3月）】

(4) 食に関する指導に係る全体計画の作成

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するためには、校長のリーダーシップ

の下、各学校において食に関する指導の全体計画を作成するとともに、この計画が全教職員に共通理解され、確実に実施されることが必要である。

(5) 食に関する指導

ア 教科等における食に関する指導

体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うようにする。その際、児童生徒に当該教科等の目標や内容を身に付けさせ目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導することが重要である。

＜食育の視点＞
◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

イ 給食の時間に行われる食に関する指導

＜給食指導＞

- ・ 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを体得させる。

＜食に関する指導＞

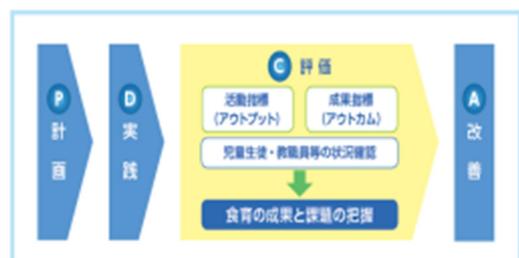
- ・ 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。
- ・ 郷土食や行事食などの食文化を学校給食で学習させる。
- ・ 学校給食を活用して教科等で学習したことを確認させる。

ウ 個別的な相談指導

健康課題を有する児童生徒に対して、関係する教職員が共通理解を図り、家庭と連携して個別的な相談指導を行う。その際、対象となる個人の身体状況、栄養状況や食生活などを総合的に評価・判定し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮して指導に当たるようにする。

(6) 食育の推進の評価と改善

学校における食育の成果を検証するためには、食育の推進体制や計画の進捗状況、計画推進の結果から得られた効果等について評価を行うことが大切である。また、その評価結果を踏まえて、食育推進組織において次年度に向けての具体的な改善点を相談した上で、全教職員で共通理解を図る。



(7) 本県の学校における食育の推進について

本県では、広島県産の食材を使った、家庭でも簡単にできる「ひろしま給食」を、学校だけでなく、家庭や地域でも楽しむことを通して食育を推進するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を通して、児童生徒が食に関する正しい知識と栄養バランスなど望ましい食習慣を身に付けることができるよう取り組んでいる。